

第 4 回自治推進委員会（9/29）委員意見への対応

総則

- ① 趣旨ではなく目的にすべき【西村委員】
- ② 三鷹市も目的となっている【岩下委員】
- ③ 趣旨規定には違和感があり他都市も目的規定が多い【荒木副委員長】
⇒①～③★「趣旨」を「目的」に修正する。

参画・協働ほか

- ④ 情報共有について体系的にわかるように入れ込む【西村委員】
- ⑤ この条例を多くの市民にいかに伝えることができるかが重要【中島洋委員】
- ⑥ この条例が市民に理解され広がっていくことが大切【中島久委員】
- ⑦ 情報提供の内容の的確な管理が必要【長塩委員】
⇒④～⑦★「B 参画」の中に、市民参画の前提として「(2)情報共有」を入れる。
- ⑧ 市民や市の情報が集約できている場所に機能を持たせ、支援することが必要【松崎委員】
⇒★「C－2－(2)活動の場の支援」に反映
- ⑨ 活動資金に市民・企業が寄附することも参画の一つのあり方【松崎委員】
⇒★「C－2－(3)活動資金の支援」に反映
- ⑩ 市民の利用できる人材育成のための場が必要【西村委員】
⇒★「C－3－(1)人材の育成」に反映
- ⑪ 地域社会の現実を踏まえた公共性を考えることが大切【平橋委員】
⇒★「D－1－(2)地域の合意形成」に反映
- ⑫ 市民が生活の中で実感できるルールを作る【吉田委員・荒木副委員長】
⇒■条例についての意見を聴き、パンフレット等で周知を図る。

【区分】 ★条例に盛り込むべき項目と内容（案）に反映する委員意見

●＝規則や要綱等へ委任するもの

■＝具体的な事業等で取り組むもの

▲＝引き続き自治推進委員会で確認・検討を行っていくもの